第 70 回北九州市地方港湾審議会資料

北九州港港湾計画書(案)

－　軽易な変更　－

令和８年１１月

北九州港港湾管理者
北九州市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

・令和５年１０月 第６７回北九州市地方港湾審議会

・令和５年１０月 交通政策審議会第９０回港湾分科会

の議を経、その後の変更については、

・令和６年１１月 第６８回北九州市地方港湾審議会

・令和７年１１月 第６９回北九州市地方港湾審議会

の議を経た北九州港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目　　次

変更理由・・・

変 更 理 由

響灘西地区において、土地需要の変化等に対応し、施設の利用転換を図るため、専用埠頭計画を新規に計画し、公共埠頭計画、臨港交通施設計画、港湾環境整備施設計画、土地利用計画及びその他重要事項を変更する。

港湾施設の規模及び配置

１　公共埠頭計画

１－１　響灘西地区

施設の利用転換を図るため、公共埠頭を次のとおり変更する。

水深５．５ｍ　岸壁１バース　延長１５８ｍ

埠頭用地　１ｈａ（荷捌施設用地及び保管施設用地）

［既定計画の変更計画］

（既定計画

水深５．５ｍ　岸壁１バース　延長３００ｍ

埠頭用地　１ｈａ（荷捌施設用地及び保管施設用地）

）

２　専用埠頭計画

２－１　響灘西地区

施設の利用転換を図るため、専用埠頭を次のとおり計画する。

水深５．５ｍ　岸壁　延長１４２ｍ　［新規計画］

３　臨港交通施設計画

施設の利用転換を図るため、臨港交通施設を次のとおり変更する。

３－１　道路

臨港道路　ひびき４号線　［既定計画の変更計画］

起点　ひびき２号線　終点　ひびき３号線　　２車線

（既定計画

臨港道路　ひびき４号線

起点　ひびき２号線　終点　ひびき２号線　　２車線）

港湾の環境の整備及び保全

１　港湾環境整備施設計画

土地需要の変化等に対応するため、港湾環境整備施設について、以下のとおり計画を変更する。

響灘西地区　　緑地　１ｈａ　［既定計画の変更計画］

（既定計画
響灘西地区　　緑地　１ｈａ）

土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地利用計画を次のとおり変更する。

１　土地利用計画

（単位：ｈａ）

用途／地区名	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	緑地	廃棄物処理施設用地	海面処分用地	合計
響灘西	(50) 50	(105) 105		(238) 238		(21) 21		(6) 6	(32) 32		(451) 451

注１（　）内は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。
注２　端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。
注３　今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

その他重要事項

１　港湾施設の利用

１－１　物資補給等のための施設

施設の利用転換を図るため、物資補給等のための施設を次のとおり変更する。

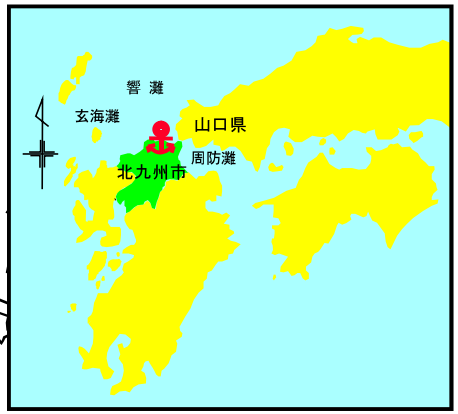
響灘西地区

水深５．５ｍ　岸壁１バース　延長１５８ｍ（物資補給岸壁）

［既定計画の変更計画］

既定計画 水深５．５ｍ　岸壁１バース　延長３００ｍ（物資補給岸壁）

北九州港港湾計画位置図



北九州港港湾区域

白島地区

藍島

藍島漁港区域

N

馬島

六連島

北九州港港湾区域

響灘西地区

脇田漁港区域

脇之浦
漁港区域

若松区

北湊地区

若松地区

戸畑地区

日明地区

二島地区

戸畑区

砂津地区

八幡地区

黒崎地区

八幡西区

八幡東区

小倉北区

太刀浦地区

田野浦地区

門司港レトロ地区

白野江地区

門司区

柄杓田漁港区域

新門司北地区

新門司南地区

新門司沖地区

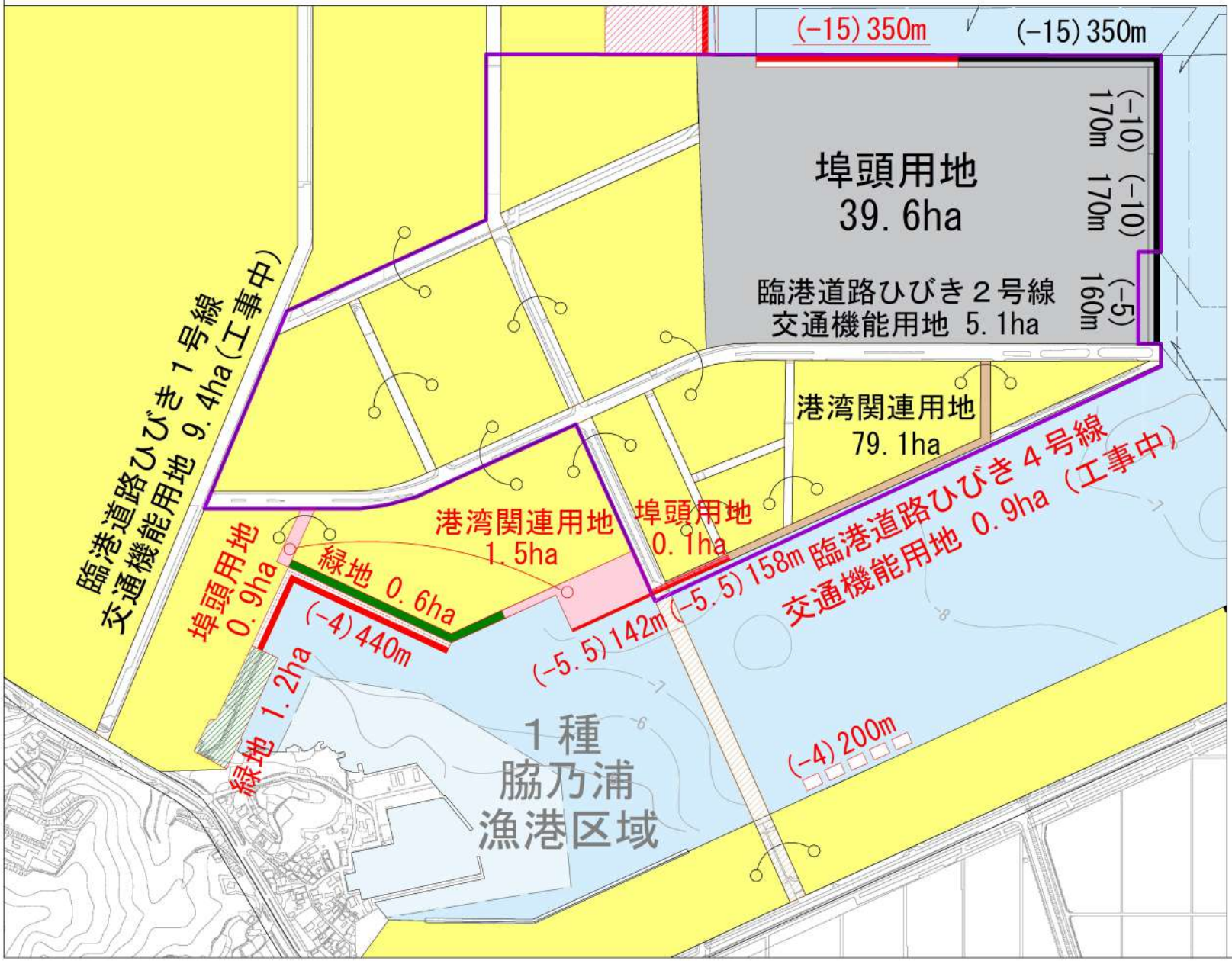
井ノ浦地区

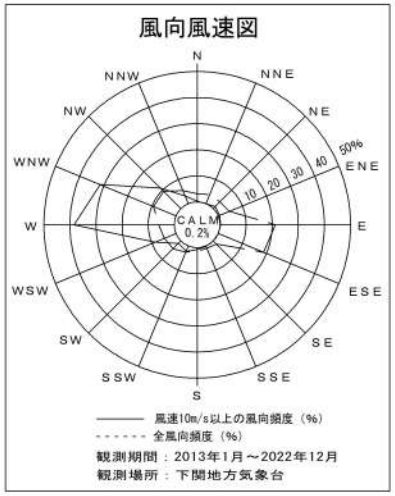
小倉南区

北九州港港湾区域

凡　例	
○	変更箇所

北九州港　港湾計画図　　響灘西地区　　1:10,000





	凡　例
	航路・泊地（既　設）
	公共岸壁（既定計画）（既　設）
	物資補給岸壁（今回計画）
	公共物揚場（既定計画）
	専用岸壁（今回計画）（既定計画）
	埠頭用地（今回計画）（既定計画）（既　設）
	緑地（今回計画）（既定計画）
	交通機能用地（臨港道路）（今回計画）（既定計画）（既　設）
	その他用地（今回計画）（既　設）
	臨海部物流拠点の形成を図る区域